

<入院時における身体的拘束について>

身体的拘束とは、拘束用具を使用し、一時的に身体の行動を制限することと言えます。患者さんの自由を制限し、尊厳ある生活をはばむものである一方、安全な医療を提供するためにやむを得ず行う場合がある処置です。当院では、患者さんの生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を原則禁止しています。ただし、重大な怪我や治療の妨げとなりうるような場合で、以下の条件を満たしていると判断した際、身体的拘束が必要となることがあります。

<緊急やむを得ず身体的拘束が必要となる理由>

1. 切迫性（拘束しなければ生命にかかる可能性がある）
2. 非代替性（他に拘束以外に代わる手段がない）
3. 一時性（一時的な拘束で、必要がなければ速やかに解除する場合）

具体的な例として

- ①転倒や転落の危険性が高く怪我の恐れがあるとき
 - ②治療に必要な点滴やチューブを抜いてしまう恐れがあり、抜いてしまうことで生命に影響を及ぼす危険性があるとき
 - ③意識がはっきりしない、混乱が強いなどで安全が保てない など
- 「このままでは生命に危険をおよぼす」と判断し、拘束以外に替わる手段がない場合の最後の方法として行います。具体的な身体的拘束用具とは、ミトン型手袋、抑制帯、体幹抑制ベルト、4点ベッド柵、介護用つなぎ服などです。

なお、実施が必要を判断された場合は、身体的拘束についての影響や注意点などを説明し、ご家族に納得いただいたうえでおこないます。

当院では、身体的拘束最小化対策のために、身体的拘束最小化チームを設置しています。多職種で構成し、患者さんの負担をできるだけ少なくするため活動を行っています。

主な活動内容

- ・身体的拘束の実施状況の把握、および管理者を含む職員への定期的な周知
- ・身体的拘束を実施した場合の早期解除に向けたケアへの検討、助言
- ・身体的拘束最小化のための職員研修

